

平成27年3月31日

四街道市長 佐渡 斉 様

みそら自治会会長 中村信



要請書

平成27年3月23日に回答があった廃54号「今後のごみ処理の扱いについて」を受け、下記のことを要請します。

記

- 1 協議書・協定書及び確認書を遵守し、吉岡への移転に必要な調査・研究・打診を直ちに開始すること。
- 2 違約補償の協議の開始が平成27年4月19日以降となっても、補償対象期間は平成27年4月1日からとすること。（3月23日に杉山部長より口頭で確認済み）
- 3 ごみ処理施設の移転・操業停止・撤去が実現するまでの間、協議書・協定書及び確認書で定められた条件はもちろんのこと、必要に応じてより厳しい環境基準を守っていくこと。
- 4 以上の3点について、直ちに文書で確約すること。

